

農林水産政策審議会規則

昭和36年4月28日
規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第3条の規定に基づき、同条例に規定する農林水産政策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 農林水産業及び農山漁村の振興のための基本的事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農林水産政策に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員の任命又は委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の役職員
- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員及び専門委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指示する順位により、その総務を代理する。
- 5 会長及び副会長にともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が召集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及びその代理並びに部会の会議については、第6条第3項及び第5項並びに前条の規定を準用する。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県職員、関係行政機関及び関係団体の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、所掌事務について、委員を助ける。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和36年5月1日から施行する。
- 2 兵庫県農林技術審議会規則（昭和31年兵庫県規則第88号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の農林漁業審議会規則（以下「施行前の規則」という。）第4条第1項の規定により農林漁業審議会の委員に任命され、又は委嘱されている者は、改正後の農林水産政策審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定により農林水産政策審議会の委員に任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その委員の任期は、改正後の規則第5条第1項の規定にかかわらず、農林漁業審議会の委員として任命され、または委嘱された日から起算する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第4条第2項の規定により農林漁業審議会の専門委員に委嘱されている者は、改正後の規則第4条第2項の規定により農林水産政策審議会の専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則第6条第2項の規定により農林漁業審議会の会長及び副会長である者は、改正後の規則第6条第2項の規定により農林水産政策審議会の会長及び副会長として互選によって定められたものとみなす。

農林水産政策審議会運営細則
(平成28年9月12日農林水産政策審議会議決)

(趣旨)

第1条 この運営規則は、農林水産政策審議会規則(昭和36年規則第43号)第10条の規定に基づき、審議会の運営に関して必要な事項を定める。

(代理出席)

第2条 規則第4条第1項第2号の関係団体の役職員の委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることができる。

2 委員は、代理人を出席させる場合には、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

(審議会の公開)

第3条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会を公開しない旨の決議をしたときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

(2) 審議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 審議会の開催は、非公開とする場合を除き、審議会の6日前までに公表するものとする。

3 公表内容は、会議の名称、日時、場所、議題、その他必要な事項とする。

(傍聴人の定義)

第4条 傍聴人とは、会長の許可を得て、審議会を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、会長が別に定めるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 報道関係者を除き、会議を傍聴しようとする者は、別に定める方法で、会長に申し出なければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと
- (5) その他審議会の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

(傍聴時の撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、審議会において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(傍聴人への事務局員の指示)

第10条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人が退場しなければならない場合)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が、審議会の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき
- (2) 傍聴人が、第7条から第10条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき

(部会における取り扱い)

第12条 第3条から第11条の規定は、審議会規則第8条に定める部会の開催において準用する。

附則

この運営細則は、平成28年9月12日から施行する。

附則

この運営細則は、令和4年11月4日から施行する。

(様式第 1 号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	
撮影等の目的	
撮影者等の 氏名・住所	
フラッシュ 使用等の有無	有 ・ 無
備考	
上記のとおりご許可願います。 年 月 日 農林水産政策審議会会長 様 申込者 住所 氏名	

(参考様式)

委任状

私儀

このたび、 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

○年第○回農林水産政策審議会における委員報酬及び旅費の受領並びに審議等に関する一切の権限

年 月 日

兵庫県知事 様

農林水産政策審議会 会長 様

住 所

職 名

氏 名